

新潟県の明治初期地籍図 北蒲原郡の地租改正地引絵図を中心に

Research Notes

高橋一樹

はじめに

新潟県は本州側の旧越後国と佐渡島の旧佐渡国からなるが、現在の県域になったのは明治九年（一八七六）四月に相川県（慶応四年（一八六八）に設置された佐渡県を明治四年に改称）が廃止されて旧新潟県に合併し、さらに明治十九年に福島県から東蒲原郡が旧新潟県に移管されたことによる。

明治九年以前の東蒲原郡を除く旧新潟県（本州側）についても、慶応四年から数次にわたる県域の変動がある。明治四年段階では、下越の蒲原・岩船2郡からなる当時の新潟県と、上・中越の頸城・刈羽・魚沼・三島・古志5郡からなる柏崎県とに、概ね二分されていたが、明治六年六月に柏崎県が廃止となり新潟県に合併されたのである。

このような県域の変化と並行・連動して、明治五年九月には大区小区制が施行されているが、翌六年七月と九月、同九年に大区小区の再編が行われ、明治十二年十月になると大区小区制を廃して町村制が復活している。

さて明治時代には、そうした地方行政組織の改革が進むなかで、壬申

地券地引絵図・地租改正地引絵図・地籍編成地籍地図・地押調査更正地図の4種類からなる地籍図が作成されている〔佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院、一九八六年〕。

壬申地券地引絵図（壬申絵図とする）は、明治五年の壬申地券交付にともなうもので、現在の新潟県域においては、柏崎県、新潟県、相川県などでそれぞれ作成が指示された。また、維新政府から地租改正条例が布達された明治六年七月段階では、柏崎県を合併した新潟県、相川県、そして福島県の東蒲原郡域に分かれていたが、地租改正地引絵図（地租改正絵図とする）の作成をともなう地租改正事業が現在の新潟県域で本格化したのは、柏崎県を合併した新潟県では明治七年三月から、相川県は明治八年九月からとされている。

明治七年といえ、内務省によって地籍編成の布達が出され、ここから地籍編成地籍地図（地籍地図）が作成されることになる。さらに明治十八年から同二十二年にかけての地押調査事業によって、地押調査更正地図（更正地図）の作成も行われる。このように明治時代の地籍図4種類は、現在の新潟県域においてはいずれも旧県の廃止・合併や一部郡域の移管と並行ないし連動しながら、作成されていったことになる。

現在の新潟県内では、明治二十年以降の更正地図からなる地籍図（一村全図と字限図）が法務局や市役所・町村役場などで慣習的に保存されているケースが多い。したがって、ここでは明治初期の地籍図に焦点をしぼる本共同研究の方針にもとづき、現在の新潟県域のうち明治四年から九年までの旧新潟県に関する地租改正絵図、とりわけ新潟県立図書館に郡単位でまとまって所蔵される資料を中心に、その特徴を紹介することにしたい。

なお、明治九年に新潟県へ合併される相川県すなわち佐渡の地籍図については、田中聡氏と堀健彦氏の論考を参照いただきたい。

① 壬申地券の発行と調査

まず地租改正の前提として、壬申地券の発行とそれにかかわる地引帳・地引絵図すなわち壬申絵図の作成について、『新潟県史』通史編6近代一（一九八七年）の叙述を参考にしながら、『新潟県史』資料編近代所収史料以外に今回の共同研究で気づいた資料を含めて略述しておく。

明治五年の七月と八月、柏崎県と新潟県がそれぞれ壬申地券の交付伝達と調査を命じている。同年十月の地券発行期限に対し、柏崎県の栃ヶ原村（現在の柏崎市）では、県から指示された地券調査期限を厳守する旨を記す地券請書を提出し、また村内の字ごとに所有者一人別の田地の枚数と面積の合計を記す地券田地改下帳も同年に作成しているが（いずれも税務大学校所蔵租税史料）、柏崎県では地券の発行はおろか、一筆ごとの丈量による地引帳と地引絵図の作成もおぼつかなかった。一方の新潟県では、地引帳と地引絵図の作成が優先的に進められたが、明治六年六月の段階で地券の発行にいたったのは、ごくわずかな村々にすぎなかった。

明治六年六月に柏崎県を廃止して新潟県に合併したのちも、壬申地券発行のための作業はつづく。しかし、旧柏崎県と旧新潟県とで作業の進

捗状況が大きく異なり、新潟県は同年九月に旧柏崎県管轄地域に対して地券の再調査と地引帳・地引絵図の作成を命じざるを得なかった。

新潟県の指示をうけて同年十月二日には、約四ヶ月前まで旧柏崎県に属していた太郎丸村と法末村（現在の新潟県長岡市内）の用掛から新潟県出役に宛てて、それぞれ伺いが出されている（いずれも新潟県立図書館所蔵文書）。太郎丸村の伺いは地券帳雛形の件について、法末村のそれは地引帳絵図番号付けの件などについてである。新潟県の指示にもとづいて、旧柏崎県の村々で壬申地券の発行と地引帳・地引絵図の作成が進められていたことが窺われる。しかし翌七年三月になると、新潟県が前年七月に政府から布達された地租改正条例を県下へ伝達し、四月には旧柏崎県管轄地域に対して、地租改正調査に沿う地引絵図と地引帳の作成が命じられた。同年末までには地引帳と地引絵図がほぼ整ったという。しかし、旧柏崎県管下はもとより、旧新潟県管下についても、明治五年から七年にかけて作成された壬申絵図はほとんど伝来していない。

② 地租改正絵図

明治七年三月、前述のように新潟県は地租改正条例の布達を伝え、このうち県下では旧柏崎県・旧新潟県・第1大区新潟町（新潟区）の括りで地租改正事業が進められることになった。明治九年に新潟県と合併することになる相川県では明治八年九月から本格化したとされる。

明治七年四月二十八日には地租改正調惣代・同用掛設置が旧柏崎県管轄地域に、同月二十二日には旧新潟県管轄地域に地租改正調用掛・同惣代設置の布達が県からなされ、地租改正作業の体制づくりがはじまる。

同年四月十五日の新潟県管轄地券田畑屋敷野取帳（新潟大学附属図書館所蔵文書）は、壬申地券の発行作業から地租改正作業への移行過程を示す貴重な史料だが、翌八年になると新潟県は地券の発行を中止して、地租改正作業に本腰を入れるようになる。このうち明治八年から九年に

かけて、旧新潟県管轄地域では村ごとに実地丈量等の調査が行われるが、その成果をうけて、明治九年前後には多数の地租改正絵図が作成されていく。

新潟県立文書館には、旧新潟県管下に含まれる下越地方の旧北蒲原郡域に関する明治期の地引絵図がまとまって収蔵されている。新潟県立図書館から移管されたもので、第二大区小一区〜小八区の二五〇点、第二三区小一区〜小一〇区の一三三点、第二四大区小一区〜小七区および小一〇区の一五五点、その他一一点をあわせて、合計六〇九点を数える。その他一一点を除くすべてに大区小区の表記があり、年紀をもつ事例では明治九年が多いことから、五九〇点余の多くは地租改正絵図であると考えてよい。

現在の新潟県内にあつて、地域的にまとまりがあり、かつ数量的にも豊富な明治期の地租改正絵図を収蔵している例は他にない。本共同研究では、新潟県立文書館のご理解を得て、これらの地租改正絵図の原本調査を実施させていただいた。しかし諸般の事情から、悉皆調査は断念せざるを得ず、ごく断片的な調査を行い得たにすぎない。

ここでは第二大区小三区に属して隣接する二つの村の地引絵図を素材としながら、明治九年前後の地租改正絵図の特徴を列記しよう。

二つの地引絵図とは、明治九年七月の越後国蒲原郡十二神村地引絵図（部分、図1）と年紀を欠く越後国蒲原郡福井新村地引絵図である。なお、十二神村地引絵図には袋が残されており（図2）、明治十二年の付箋が貼られている。これは同年に第二大区で激化した地租改正反対運動に関連する可能性がある。

さて、二つの絵図は、十二神村絵図の縮尺が百間五寸、福井新村絵図のそれが二百間五寸で、隣接する村でありながら相違しており、村ごとに異なる縮尺で作成されたことが推測される。方位表現は円のなかに十字をひいて東西南北を配する簡易なものが多い（図3）。

つぎに凡例から地目ごとの配色をみてみよう。十二神村地引絵図の凡例（図4）では、

田畑宅地（無色）、道（朱色）、江筋（水色）、江丸（青色）、社境内
橋（黄色）、林（茶色）、荒地（こげ茶）、

の七種があり、野の凡例も付け足すようにとの付箋が貼られている。

また、福井新村地引絵図の凡例（図5）では、

道（朱色）、田畑宅地（無色）、川江筋（水色）、林（茶色）、江丸（青色）、埋葬地（灰色）、堤敷（黒）、

の七種が掲げられている。

二つの絵図で凡例の順番は異なるが、田畑宅地・道・江筋・江・林の地目表記と配色は一致している。他県との比較でとくに注目されるのは、田畑宅地を同一地目とし、無色を配していることである。このため地域の多くが耕地によって占められる場合、絵図全体がほとんど彩色されないこととなり、一見すると絵図としては淡泊な印象を与える。

その耕地における記載内容をみると、十二神村絵図は一筆ごとに地番が記され、さらに◇などの朱印が捺されている（図6）。福井新村地引絵図でも同じく一筆ごとに地番を書き、○や×、△、●、■、▲など十一種類の朱印が捺されている（図7）。これらの朱印は字名を書き込むかわりに捺されているもので、凡例のなかに字名とそのマークが表記されている（図8）。

ただし、この字界や字名が当時の村内における字のすべてであったとは考えられない。あまりに数が少ないからである。また、耕地の描写では、同一地番の耕地区画においても、さらに細かい区画を朱色の点線で記してある場合があり、その区画ごとに朱筆で甲・乙・丙・丁…と書いて地番の下位に序列を与えている（図6）。

隣村との境界には、その村名を書いているが、隣村の代表者による署判などはない。絵図の表面に署判しているのは、戸長・地租改正用掛・

百姓惣代として副大区長の四名で（図9・10）、紙の継目裏には百姓惣代が印判を据えている。

以上のような二つの地引絵図から抽出される特徴は、同じく新潟県立文書館に所蔵される同時期の地引絵図五九〇点を一瞥したかぎり、ほぼ全体に共通している。すなわち、明治九年の作成ないしほぼ同時期の作成と考えられる旧新潟県北蒲原郡域の地租改正絵図は、とりわけ地目の分類とその表現において、きわめて限定された情報しか示しておらず、近世末期の検地帳やそれに関係する絵図などからの直接的な影響を読みとることはできない。その背景には、先行する壬申地券の発行作業が遅延していた状況の延長線上に、明治七年以降、とりわけ翌八年から新たに丈量作業を行って地租改正絵図の作成を急いだ結果と推測される。大区ごと、あるいは小区ごとの個性が絵図に表出しないかわりに、ほぼ均質だが他県と比べて情報のきわめて限定された地引絵図ということができよう。

おわりに

新潟県下で明治九年前後の地租改正絵図がまとまって残る地域は、現在の胎内市・新発田市・阿賀野市・阿賀町などかつての北蒲原郡のほぼ全域におよぶが、このフィールドは中世の奥山荘・加地荘・白河荘といった中世武家文書の豊富に伝来する荘園故地として学界によく知られている。

とくに奥山荘では近年、鎌倉時代の地頭として入部した和田氏の館跡があいついで発掘されているが、荘域の北部を占める北条の領主として展開した、和田氏庶流黒川氏の戦国時代における館址遺跡の発掘成果は、新潟県立文書館に収蔵される蒲原郡館村地租改正絵図の館跡を推測させる地割りとほぼ一致することで注目を集めた（発掘調査報告書にも地租改正絵図の写真が掲載）。

明治初期の北蒲原郡に関する地租改正絵図のまとまった伝来は、当該期の同時代史料であるのみならず、そうした中世の地域史研究にも大きな影響を与えるものであり、保存とのバランスに配慮した今後の活用が期待される。

〔付記〕

新潟県立文書館所蔵の地引絵図調査にあたっては、同館副館長本井晴信氏にご高配を賜り、さまざまな関連情報のご教示や資料の提供をいただいた。ここに記して深謝申し上げます。

（国立歴史民俗博物館研究部）

二〇一〇年九月二八日受付、二〇一〇年十一月三〇日審査終了

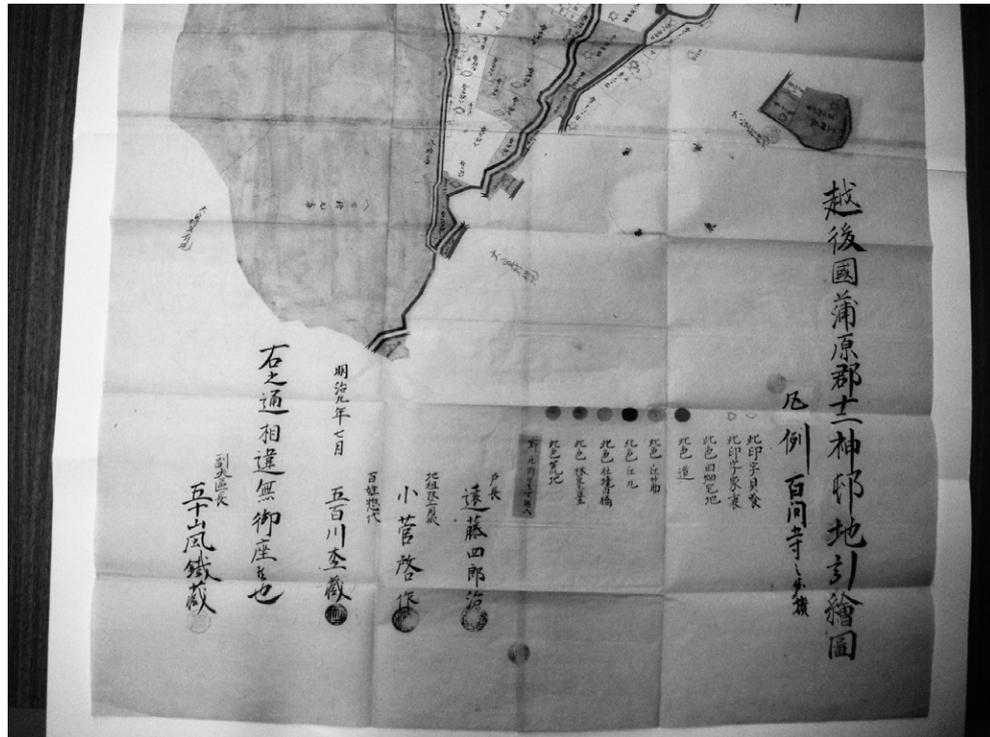


図1

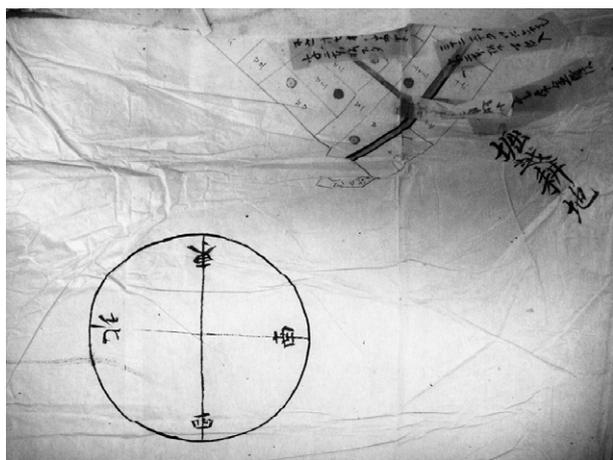


図3

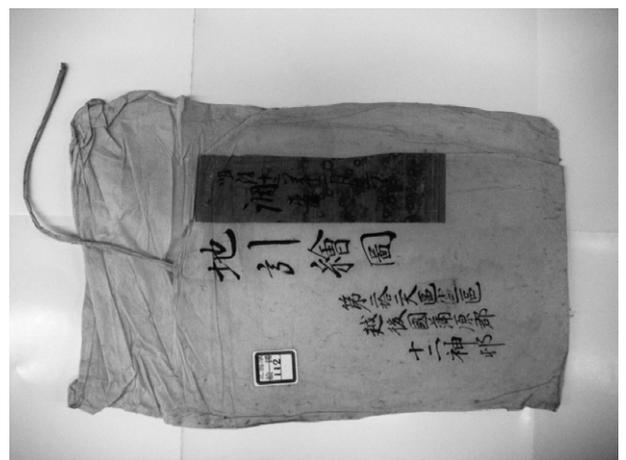


図2

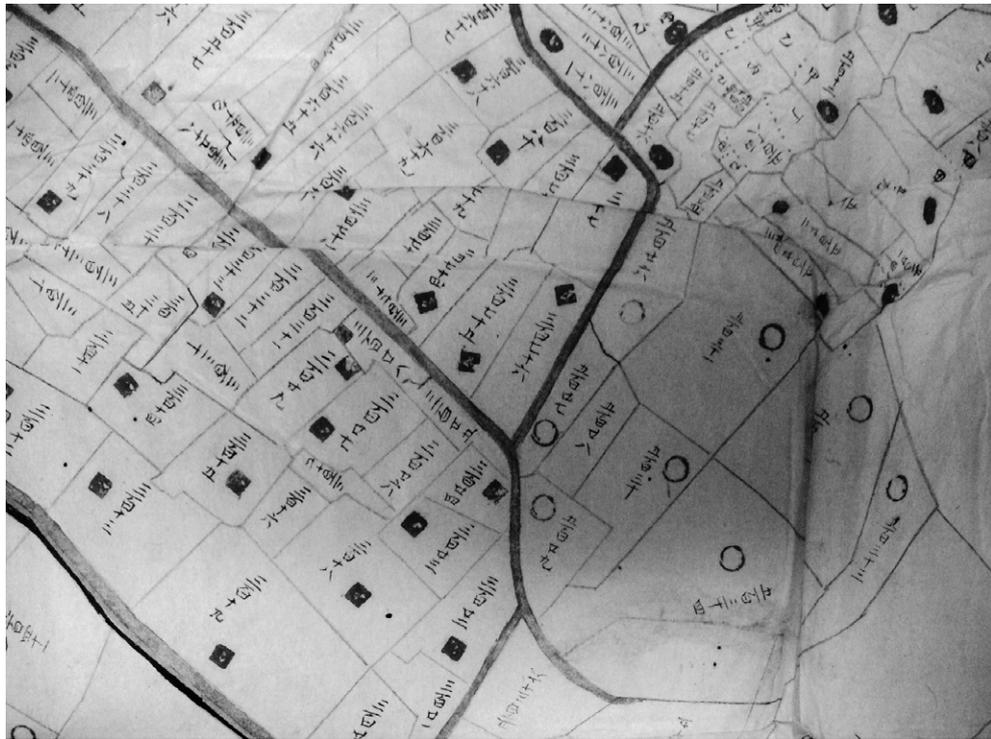


図7

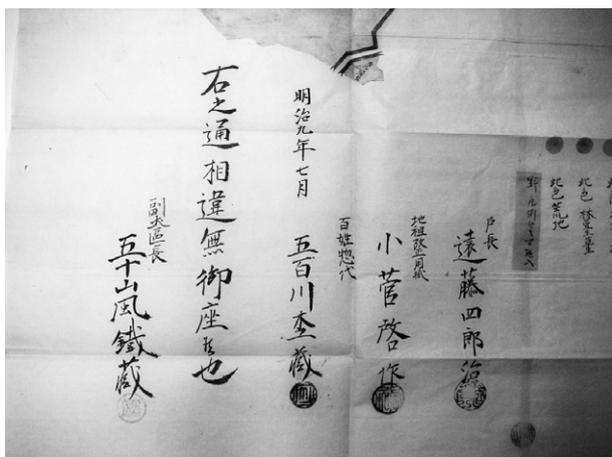


図9

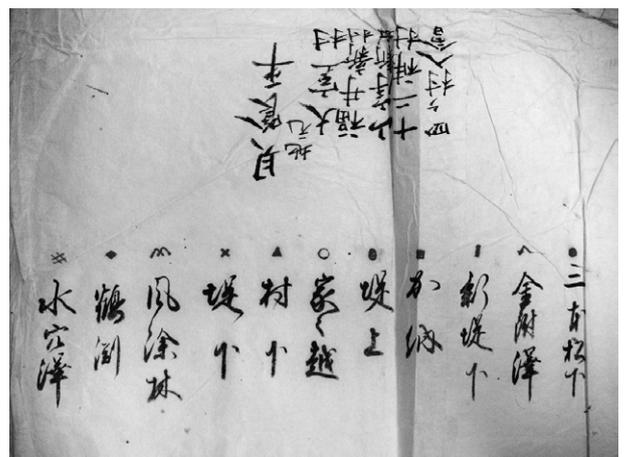


図8

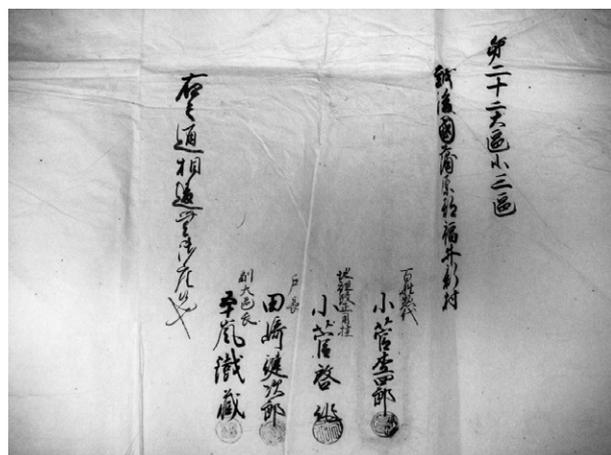


図10